

思いの実現法に基づき保証

葬送ジャーナリスト 碑文谷創さん



ひるね・はじめ 1946年
生まれ。90年に葬送専門誌「SOGI」を創刊、編集長を務める。著書に「Q&Aでわかる葬儀・墓事情」など。

自分が死んだ後の葬儀や遺骨をどうするか。生きていたときに事業者と契約し、希望通りに行われた時に費用を払うしくみを定めるのが生前契約です。

多くの葬祭業者が顧客確保のために事前相談や会費制を採り入れています。希望を添えたり、実行が保証されていない「予約」の段階です。生前契約は内容や費用を

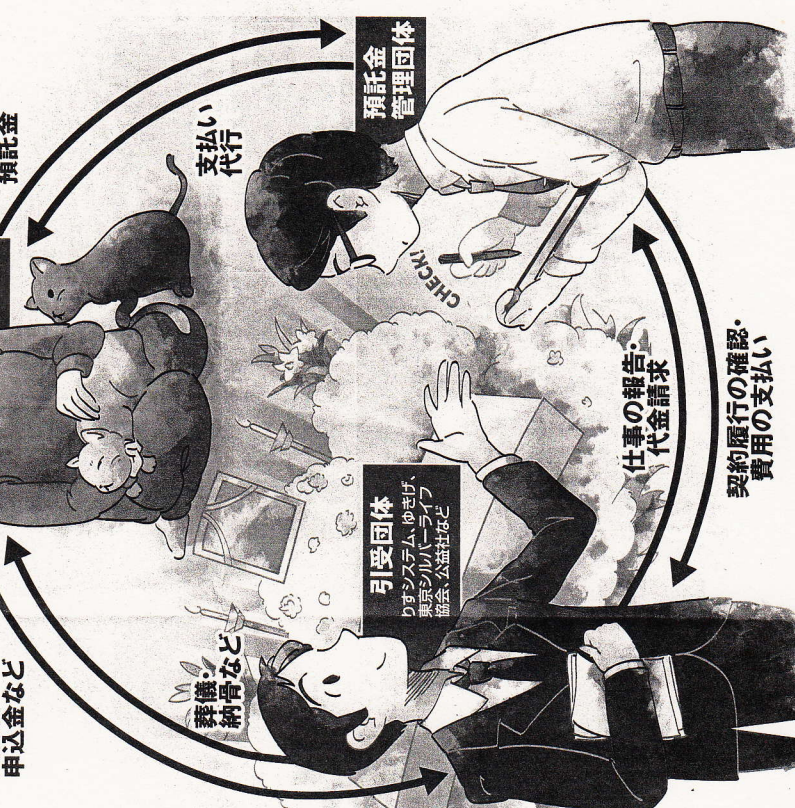
記した契約書を結び、その通りに実行された場合に費用が支払われるという民法の遺言の「負担付遺贈」という規定を使います。そうすることで本人の意思通りに実行される

ことを保証します。葬儀や納骨を行う「祭祀主事者」も文書で指定する必要があります。2010年の国勢調査ではひとり暮らし(単独世帯)が1000万を超えており、

老後や死後は世話をしてもらいたい人が増えてきました。自分できるとしておきたいという高齢者に安心がもたらされています。孤独死や認知症への恐れも背景にあると思います。

少子高齢化で家族が従来担ってきた役割が弱体化している。医療・葬儀、お墓は事業者も制度も別々ですが、消費者にとってはひと続き。どこから接してもトータルな支援を受けられるように、第三者的な機関による信頼できる情報提供や評価システムが求められています。

葬儀の生前契約のしくみ



こんなことが頼めます

りすシステムの場合

- ・入院や施設入居の時の保証人
- ・終末期医療の希望
- ・後見が必要になった場合の希望
- ・葬儀の祭壇や遺影、思い出の品の飾り付け、流す音楽
- ・知人らへの連絡
- ・墓地の管理
- ・家の片づけや不用品の処分
- ・携帯電話やパソコンの個人情報処分
- ・ペットの託し先
- ・名簿にない人から連絡があった時の対応
- ・献体や臓器提供の希望
- ・死亡届などの行政手続き
- ・医療・年金などの手続き
- ・納骨の時期や方法

1 頼れる家族がない

2 老いを支えるサービスも

約20年前から葬儀や納骨などの生前契約に取り組むNPO法人「りすシステム」(東京都)。今葬儀から始め、家族に頼れない人、入院時の保証人や認知症になった時の任意後見人、自宅の整理など生前と死後の二連のサービスを提供する。今月、利用者約10人が集まり話した。

約10年前に夫を亡くした埼玉県荒川市の女性(70)はひとり暮らし。昨年末、突然病がでなくなり、万二の時のことが必要になった。「自分で歩いてお墓には入れない。鳥子を亡くし相續でもめた兄弟には頼れない。弁護士や福祉関係者に相談して契約。今年9月に入院した時は保

証人を頼んだ。女性は自らが高齢者施設を訪ねて三味線を演奏している。「さびしいから契約したことは運。近所つきあいと、万二の時保証は別だと思わんです」と話す。

奈良市に契約した東京都国立市の女性(70)は「家の中で死んでも安心」と言う。離婚し、専ら娘を事故で亡くした。「自分で働き、生活し、子を育て上げた自負がある。お葬式で迷惑をかけたくはない。10年以上介護した認知症の母を、生前に送り、みどりの大変さを改めて感じた。20年たつと葬儀の契約は直接火葬場に行く直葬に変えたいと考えている。

1 事前に費用を預ける

2 お金の管理や解約法を確認

「りすシステム」は警備会社と連携して、急時にはスタッフが駆けつける。こうした生前サービスのために20万円、葬儀など死後のために50万円の預託金を別法人「日本生前契約等法務機構」に預ける。利用者が増えたら、機構が契約の履行を確認して「りす」に費用を支払う。このほか申込金5万円、分相金が前後期計15万円、公正証書の手数料約10万円などがかかる。全国8カ所に本支店があり、約2600人が利用しているという。

「質素で構わないが、花だけはほしい」と「知人への連絡は億障、死後すぐ初七日に、と分けて」。葬儀の

希望は様々だ。「ひつぎの中にいる私」が自殺すること、杉山代表理事(48)。インターネットや携帯電話の個人情報削除、献体、ペットの託し先なども契約できる。

「りす」総会葬祭「ゆきげ」(横浜)と、身元保証や任意後見などを担う一般社団法人東京シルバークラブ協会(東京)は協力して、今年2月から生前契約を始めた。

「ひとり暮らしだ」というようになったかわからず、葬主も決まっていなかったため、これまで葬儀の予約も難しかったと協会の田口克彦代表理事(55)は話す。今回、警備会社の見守りサービスと連携し、安否を確認、死後の事務を委

任する契約を公正証書で結び、費用は信託会社に預けるしくみを整えた。葬儀や納骨の費用(60万円前後)、契約料20万円、見守りサービスの利用料などが追加。「おひとりさまでも大丈夫」と呼びかけ、セミナーを開いている。葬祭大手の公益社(東京・大阪)は、葬祭信託「そなえ」をすすめる。喪主候補者2人を選び契約。いない時には行政書士を紹介する。費用は銀行に預け、葬主候補者が葬儀内容を確認した上で公益社に支払われる。

ひとり暮らしの高齢者は急増しており、推計は2015年には500万人、2025年には700万人になる見通し。日本消費者協会(東京)の13年のアンケートでは、今後の葬儀は「故人や遺族の意見を反映したものに」が前回10年より20%増え58%に(複数回答)。報告書

では「家族にお任せ」という時代はない。送られる側として、自分は何を準備しておくかを真剣に考えている人が多くなっていること分かった。

ただ、佐伯美智子専務理事(50)は生前契約について「慎重に」助言する。契約から葬儀まで何年かかるとはわからない。契約した団体が10年後、20年後も事業を継続できるか、預託金はきちんと管理されるか説明を受けた。

また、社会情勢も変わる可能性がある。「解約や変更ができるか、解約金はいくらか」などの確認を。親族がいる場合、理解を得ておかないと葬儀や相續でかえりこめられるおそれもある。「佐伯さん自身は、離れて暮らす子に葬儀の希望や知人のリストを書いたアンケートシートを預けていた」という。(佐藤圭子秋)